

各種報告等における道州条例と基礎自治体条例の関係に関する考え方

第 28 次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(18.2.28)

第 3 道州制の基本的な制度設計

7 道州と国及び道州と市町村の関係調整

(3) 道州と市町村の関係調整

市町村に係る道州の自治立法や政策等に関する調整を図るため、道州と市町村の関係調整のための仕組みを設けることとする。

《参考》

松本英昭「道州制について - 地方制度調査会の答申に関連して」(平成 18 年 自治研究 82 巻 8 号)

市町村に規律する必要がある事項について、国の規律によることを原則とするか、道州の規律によることを原則とするかという論点がある。(中略)このことについては議論があったが、結局、答申においては触れられていない。

道州制ビジョン懇談会「中間報告」(20.3.24)

4、国、道州、基礎自治体の役割と権限

(4) 自治立法権の確立

道州及び基礎自治体の役割や権限について、国会が法律を定める場合、その内容は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州議会の定める立法に委ねる。

自由民主党道州制推進本部「道州制に関する第 3 次中間報告」(20.7.29)

4. 「第 2 次中間報告」で残された検討課題についての考え方

(6) 道州の自治立法(道州法)のあり方

限りなく連邦制に近い道州制を目指す観点から、国が道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律を定める場合には大枠的かつ最小限の内容に限ることとし、具体的な事項についてはできる限り道州法又は基礎自治体の自治立法に委ねる。(略)

道州と基礎自治体は対等・協力の関係にあることを前提に、道州法で基礎自治体の事務や組織に関して規定することは認めないことが適当ではないか。一方で、基礎自治体の事務や組織に関する事項を含め、地方に関することは道州に委ねるべきであるという考え方もある。